

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社ジイケイ設計

業者の住所：東京都豊島区高田 3-37-10

2 指名停止措置期間：令和4年5月25日から令和4年7月24日まで（2か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

株式会社ジイケイ設計の元取締役は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁」の設計業務委託及び「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年3月8日、公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号イ（競売入札妨害又は談合）に該当するため

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)。イ対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 1月以上12月以内